

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
翌日とする)

### ◇ 告 示

目 次

保険医の登録(二件)

保険薬剤師の登録

保険医療機関の指定(二件)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

鳥取県職業能力開発協会に行わせる業務

鳥取県職業能力開発協会が行う一級及び二級の技能検定試験の手数料の額

林業種苗法による生産事業者の登録の失効

都市計画法第六十六条による告示

理容師試験等の実施

技能検定の合格者

技能検定の実施

### 告 示

#### 鳥取県告示第三百八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十四年四月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
近 藤 康 人	鳥医第二、三三六号	昭和五十四年三月十二日

#### 鳥取県告示第三百九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十四年四月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
市場 聰	鳥医第二、三三八号	昭和五十四年三月三十一日

鳥取県告示第三百十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十四年四月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
徳 吉 博 康	鳥薬第三九四号	昭和五十四年三月十五日
中 瀬 幸 人	鳥薬第三九五号	〃

鳥取県告示第三百十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保

険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十四年四月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
加藤整形外科医院	鳥取市片原二丁目一一一	昭和五十四年三月二十五日
中 下 医 院	境港市朝日町九三	昭和五十四年三月三十一日
上 田 医 院	東伯郡東伯町大字浦安 三三四	〃
龜山齒科医院	倉吉市上井町二丁目 二一三	昭和五十四年三月十五日
田本齒科医院	米子市万能町九	〃
佐古眼科医院	米子市加茂町二丁目二六	昭和五十四年四月一日
本多眼科医院	倉吉市研屋町二四八一	〃
安 達 医 院	東伯郡東郷町大字中興寺 三五八	〃

鳥取県告示第三百十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保

薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十四年四月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
市 場 医 院	境港市湊町一五二	昭和五十四年四月一日

鳥取県告示第三百十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年四月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
市 場 医 院	境港市湊町一五二	昭和五十四年四月一日

鳥取県告示第三百十四号

職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第六十四条第四項の規定に基づき、鳥取県職業能力開発協会に行わせる業務を次のとおり定め、昭和四十四年十一月鳥取県告示第六百七十一号(鳥取県技能検定協会に行なわせる業務については、廃止する。

昭和五十四年四月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 技能検定受検申請書の受付け、受検資格の審査、実技試験及び学科試験(以下「試験」という。)の免除資格の審査並びに受検票の交付及び試験の免除の通知
- 二 試験の実施、試験の可否の判定及び試験の合格通知(技能検定の実施の公示、合格発表並びに合格証書の交付及び再交付を除く。)
- 三 受検者名簿の作成その他前二号に附帯する業務

鳥取県告示第三百十五号

職業訓練法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)第四条第二項の規定に基づき、鳥取県職業能力開発協会に行わせる一級及び二級の技能検定試験の手数料の額を次のとおり定め、昭和四十四年十一月鳥取県告示第六百七十号(鳥取県技能検定協会が行なう一級及び二級の技能検定試験の

手数料の額については、廃止する。

昭和五十四年四月三日

鳥取県知事 平林 鴻三

実技試験

工 具 研 削	仕 上 研 削	アルミニウム陽極酸化処理	電気めっき	板金加工	鉄工	金工	機械加工	粉末冶煉	金 属 熱 処 理	鍛 造	鑄 造	非鉄金属溶解	鑄 鉄 溶 解	製 鋼	造 園	検 定 職 種	手 数 料
八千五百円																	

紳 士 服 製 造	婦 人 子 供 服 製 造	メ リ ヤ ス 製 造	染 色	織 機 調 整	冷凍空気調和機器施工	農業機械整備	建設機械整備	縫製機械整備	油圧装置調整	内燃機関組立	光学機器組立	光学ガラス研磨	時計計修	船舶修理	車両整備	車両整備	家庭用電気治療器調整	電気機器組立	電子機器組立	ダイカク	け が ス ト	機 械 検 査
八千五百円																						
八千円																				八千円		

和洋菓子製造	石工	陶磁器製造	ガラス製品製造	プラスチック成形	更生タイヤ製造	製本	印刷	紙器・段ボール箱製造	木工	木工	合板製造	木工機械調整	布はく縫製	メリス縫製	帆布製品製造	寝具製造	和裁
八千円	八千五百円	七千円		八千五百円					八千円				八千五百円				七千円

構造物現図製作	電気機械製図	建築透視製図	テクニカルイラストレーション	建築	ガラス施設	熱絶縁施設	スレイト施設	床仕上げ施設	カーテン施設	防水水施設	鉄筋組立	型わく施設	配置製管	量製	タイル張	プロック建築	左官	とび	かわらぶき	建築大工造	酒造
				五千円																	八千五百円

車両現図製作	七千円
化学分折	八千五百円
金属材料試験	八千円
貴金属装身具製作	七千円
印章彫刻	八千五百円
表す張り	七千円
塗装	八千五百円
広告美術仕上げ	七千円
義肢・装具製作	七千円
写真	七千円

学科試験

千五百円

鳥取県告示第三百十六号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十四年四月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
六十一	小谷英穂	日野郡日南町 上石見八三六 の九	穂の採取並びに幼 苗及び幼苗以外の 苗木の育成	小谷英穂 苗畑	日野郡日南町 上石見

鳥取県告示第三百十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年四月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の事業の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画下水道事業天神川流域下水道

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

1 収用の部分

事業地から次の区域を削る。

倉吉市巖城字渡シ河原、宇伊木渡、字渡り上り及び字下河原

2 使用の部分

(一) 事業地から次の区域を削る。

倉吉市上井字土手藪及び字土手根、山根字内河原並びに伊木字下河原

(二) 事業地に次の区域を加える。

倉吉市上井字源平田及び字新土手、山根字一本木並びに巖城字伊木渡及び字渡り上り

公 告

理容師法(昭和22年法律第234号)第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和54年4月3日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和54年5月11日(金) 午前10時

場所 倉吉市巖城279番地 鳥取県中部総合事務所講堂

(2) 実地試験

日時 昭和54年5月28日(月) 午前9時

場所 鳥取市南吉方一丁目71番地3 鳥取県理容美容高等専修学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において、昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後、1年以上の実地習練を修了したもの

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者

(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) 理容師試験にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和28年厚生省令第64号)附則第3項各号に規定する者、美容師試験にあつては美容師法施行規則(昭和32年厚生省令第43号)附則第9項各号に規定する者

3 試験の方法

(1) 試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

(2) 昭和52年又は昭和53年に鳥取県知事が行った理容師試験又は美容師

試験の学科試験に合格した者については、理容師法施行令（昭和28年政令第282号）第5条第4項又は美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第2条第4項の規定により、学科試験を免除する。

4 試験の科目及び事項  
理容師法施行規則（昭和28年厚生省令第41号）第19条又は美容師法施行規則第19条に規定する科目及び事項について行う。

## 5 出願の方法

## (1) 願書の提出期間

昭和54年4月6日から同月19日まで（郵送のものについては、昭和54年4月19日までの消印のあるものは、有効とする。）

## (2) 願書の提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所  
イ 県外居住者 〒680鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県衛生環境部衛生課

## (3) 提出書類

- ア 受験願書（別記様式によること。）  
イ 履歴書（最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行った場所及び期間を記載すること。）  
ウ 養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書  
エ 実地習練を行ったことを証する書面  
オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書  
カ 写真（出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面上半身像のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの）  
ク 3の(2)により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書

類に代えて、知事の発行した理（美）容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。

## 6 試験手数料及びその納付方法等

## (1) 試験手数料 3,000円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。（県外居住者であつて鳥取県収入証紙を購入できないものは、試験手数料相当額を現金書留で送付すること。）

## (3) 納付した手数料は、返還しない。

## 7 試験場に持参するもの

## (1) 学科試験

受験通知書、筆記用具及び昼食

## (2) 実地試験

- ア 受験通知書、上ばき及び昼食  
イ 理容師試験を受ける者  
ウ 白衣  
エ 調髪、顔そりに必要な器具及び材料  
オ 応急薬品  
カ 美容師試験を受ける者  
ク 白衣  
ケ 調髪、コールドパーマネットウエアー等に必要な器具及び材料  
コ 応急薬品  
ク モデルウイッグ（頭毛が純毛で自然色のものこと。）



8 理容師実地試験のモデルは、各自が同伴すること。この場合、調髪後2週間以上経過した者で角刈でないものとする。

9 その他

(1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。

(2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は(〒680)鳥取市東町一丁目220番地鳥取県衛生環境部衛生課に照会すること。

(3) 文書によつて照会する場合は、50円切手をはつた返信用封筒を同封すること。

別記様式(用紙は、B列5番とすること。)

収入証紙  
はり付け欄

理容師(美容師)受験願書

本 籍 住 所 (番地〇〇方まで記入すること。)

郵便番号

氏 名

生年月日

年 月 日 生

理容師法第2条第1項(美容師法第4条第1項)の規定による理容師(美容師)試験を受験したいので、別紙関係書類を添えてお願いいたします。

昭和 年 月 日

氏 名

印

鳥取県知事 平林鴻三殿

(注) 該当するところを○で囲むこと。

受験回数	学科試験	初回	2回目	3回目	4回目以上
実地試験	初回	2回目	3回目	4回目以上	

職業訓練法(昭和44年法律第64号)第64条第2項の規定により実施した  
昭和53年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

昭和54年4月3日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

〔一級技能検定合格者〕

機械検査

瀬戸川政美

時計修理

井本 重明 井河 一義

建設機械整備

石賀 春陽 津田 幸雄 尾崎 裕幸

農業機械整備

米広 重幸 小椋 隆治 遠藤 修 大江 幸隆 山影 英敏

紳士服製造

鈴木 毅 小川 幸男 衣笠 敏明 原田 博

洋菓子製造

小林 保夫 天野 貞市

和菓子製造

平本 孝紀

冷凍空気調和機器施工

栢木 嘉明 三好 正純

和裁

田中美保子 太田 黎子 菅 幸子 坂根紀美恵

建築大工

山根 豪夫 竹中 保男 上田 勝寿 川本 昭嘉 小倉 靖雄

石田 光美 池田 勝美 有富 春男 中井 善夫 吉田 哲明

小椋 昭市 清水 正泰 末吉 正三 西沢 善司 新井 山口 将博

谷口 敏行 石坂 重信 高田 嘉晴 秋山 堅司 福馬

畑 友光 金山 義雄 草原 哲男 勝部 治夫 福馬 充

中村 卓美 大岡 清明 安達 陽明 篠原 義久

堅わく施工 中村 哲 山根 周三 山根 清

鉄筋組立 船岡 秀夫 津村 正直

ガラス施工 ガラス施工 石谷 則男 塚本 真一

石谷 則男 塚本 真一

配管 宮川 昌隆 田中 孝

表装 田中 文治 喜多川康度 長谷川輝光 中本 仁朗 遠藤 保夫

防水工事 西田 勉 吉木 岩夫

防水工事 田川 香一

機械製図

機械製図

機械製図

機械製図

機械製図

機械製図

機械製図

白川 智久 田中 智嗣  
〔二級技能検定合格者〕

機械検査

明治 良一

時計修理

逢坂 恭一

建設機械整備

竹内 清隆

農業機械整備

下田 章

松本 誠

紳士服製造

堀内 進

紳士服製造

山本 元章

複製製作

森本 鈴子

布はく縫製

木嶋多智子

浜田 和子

洋菓子製造

山田 幸男

三浦 駿一

和菓子製造

藤原 敏雄

尾谷 芳正

川上 浩一

八田 顕賢

東田 悦雄

権田 彰

福田 幸雄

和田 博雄

政次 一美

奥田 節子

石賀 圭子

上野 麗子

木島 充子

徳岡 朝子

塚谷 邦栄

渡部 勇

賀島 督矩

桂 剛一

田中 道明

山根 一博

岡坂 浩明

西川 明子

冷凍空調和機器施工

幸形 功喜

和裁

花田久美子

建築大工

岩井 定美

吉田 重雄

片山 照雄

山口 博

杉森 猛

かわらぶき

上原 精

型わく施工

前田 憲秀

鉄筋組立

河田 道明

ガラス施工

橋本 富之

配管

奥田 和秀

井村 一夫

坂本 幸親

徳丸 広海

河田 清

山本 隆

岡崎 繁幸

小川 浩

清水 芳幸

藤井 克孝

安野 敏広

丸尾 義広

平田 昇

荒滝 利和

滝江 孝弘

浜口 幸男

安達 良紀

前田 光義

松田 弘幸

前道 利勝

岸田 賢伸

引地 雅巳

坂田 進

西川 博幸

小倉 一雄

但馬 信雄

岩西 浩

山下 新治

岸本 好男

義徳 相見

寺谷 正昭

丸尾 義徳

山内 忠雄

北村 立美

山増 森岡

宮本 和男

立美 達也

山増 立美

岡田 孝則

岡田 孝則

光義 孝則

松田 弘幸

前田 光義

松田 弘幸

前道 利勝

岸田 賢伸

引地 雅巳

坂田 進

西川 博幸

小倉 一雄

安木 光吉

田中 清重

豊

芦谷 末幸	福田 幸夫	岡本 文夫	石倉 茂夫	鹿田 良夫
小椋 博道				
表装				
森田 惣一	大谷 茂実	川原 利美	岸下 恒夫	前田 茂樹
浜田 陽三	井原 要範	村川 博祥	桶村 秀男	
防水工事				
児玉 敏治	砂沢 久幸			
防水工事				
幸田 均				
防水工事				
森本 久夫	加藤 博孝	矢田貞正己	山田 卓次	
機械製図				
森田 繁	妹尾 正志	山崎 次雄	出井 和博	青木 重幸
細田 篤史				

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和54年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和54年4月3日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 実施する検定職種  
造園、鑄造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、板金、電気めつき、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、布はく縫製、木工機械調整、木工、製版、印刷、プラスチック成形、とび、左官、ブロッツク建築、タイル張り、畳製作、防水施工、床仕上げ施工、表装、塗装、広告美術仕上げ、写真
- 2 検定の等級  
技能検定は、一の職種ごとに1級及び2級に分けて行う。
- 3 検定の方法  
技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。
- 4 試験の実施期日及び実施場所等
  - (1) 実技試験  
ア 実施期日  
昭和54年6月29日（金）から昭和54年9月30日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日に行う。
  - イ 実施場所  
別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所において行う。
  - ウ 実技試験問題の公表  
実技試験問題は、昭和54年6月13日（水）に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。
- (2) 学科試験  
ア 実施期日  
検定職種ごとに次の期日に行う。

検 定 職 種	実 施 期 日
機械加工、電気めつき、電気機器組立て、木工、プラスチック成形、左官、タイル張り	昭和54年 9月9日(日)
造園、電子機器組立て、木工機械調整、製版、とび、プラスチック建築、量製作、床仕上げ施工、表装、塗装、広告美術仕上げ	昭和54年 9月16日(日)
鍛造、金属プレス加工、鉄工、板金、仕上げ、婦人子供服製造、紳士服製造、布はく縫製、印刷、防水施工、写真	昭和54年 9月23日(日)

4 実施場所  
別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所に行う。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市東町一丁目305

鳥取県職業能力開発協会 (電話鳥取22-3494)

(3) 受付期間

昭和54年5月1日(火)から昭和54年5月11日(金)まで(郵送に

よる場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で作付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(おて先を記入し、50円切手をはったもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

6 受検手数料及びその納付方法等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	手 数 料
造 園	8,500円
鍛 造	8,500円
機 械 加 工	8,500円
金 属 プ レ ス 加 工	8,500円
鉄 工	8,500円
板 金	8,500円
電 気 め つ き	8,500円

仕上	げ	8,500円
電子機器	組立て	8,500円
電気機器	組立て	8,500円
婦人子供	服製造	8,000円
紳士服	製造	8,000円
布はく	縫製	8,500円
木工機械	調整	8,500円
木	工	8,000円
製	版	8,500円
印	刷	8,500円
プラスチック	成形	8,500円
と	び	8,500円
左	官	8,500円
ゾロツク	建築	8,500円
タイ	張り	8,500円

製	製作	8,500円
防	水施工	8,500円
床	仕上げ施工	8,500円
表	装	8,500円
塗	装	8,500円
広	告美術仕上げ	8,500円
写	真	8,500円

1 学科試験の手数料

1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

7 合格者への通知等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が昭和54年10月16日(火)書面で通知する。

(2) 合格証書の交付

合格者には、1級については労働大臣の、2級については鳥取県知事の合格証書を交付する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県職業能力開発協会に問い合わせること。